

「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例」の制定について

1 国の動き

- 障がい者の権利擁護に向けた法整備が進展
 - ・ 障害者基本法の改正 (H23.8)
 - ・ 障害者虐待防止法の施行 (H24.10)
 - ・ 障害者総合支援法の施行 (H25.4)
 - ・ 障害者優先調達推進法の施行 (H25.4)
 - ・ 障害者差別解消法の制定 (H25.6)
 - ・ 障害者権利条約の批准 (H26.1)
 - ・ 障害者差別解消法の施行 (H28.4)

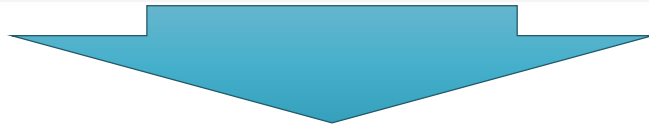
2 他自治体の動き

- 障がい者の権利に関する独自条例を 20 自治体が制定
 - 【都道府県】(14 道府県)
千葉県、北海道、岩手県、熊本県、長崎県、沖縄県、京都府、茨城県、鹿児島県、富山県、奈良県、愛知県、徳島県、大分県
 - 【市】(6 市)
さいたま市 (埼玉県)、八王子市 (東京都)、別府市 (大分県)、国立市 (東京都)、新潟市 (新潟県)、仙台市 (宮城県)

※平成 28 年 4 月現在

3 本市の動き

- 手話言語条例制定に係る要望 (H27.5)
青森市ろうあ協会から市長に対し「ろうあ者の人権と尊厳が保障され、地域社会において共生ができるよう、青森市手話言語条例(仮称)を制定していただきたい。」との要望書が提出される。
- 青森市障がい者総合プラン (H28.3 策定)
障がい者団体等との意見交換会などを通じて、障がい者の権利について理解を深めるとともに、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会に、臨時委員として当事者、その家族や支援者のほか、障がい者の権利擁護に関する知識・経験を有する弁護士等を加え、障がい者の権利に関する条例の制定に向けた検討を進める。



4 条例制定の趣旨

- ・ 障害者権利条約、障害者基本法及び障害者差別解消法等を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消を推進する必要がある。
- ・ 手話言語条例制定に係る要望等を踏まえ、障がいのあるすべての人の人権と尊厳が保障され、障がいのある人もない人も共生する社会の実現を目指す。
- ・ 障がいに対する市民の理解が十分に深まっていない状況にあることから、障がい及び障がいのある人に対する理解をより一層促進する必要がある。

5 条例制定に当たっての基本的な考え方(案)

- 障がいのある人が、かけがえのない個人として尊重され、障がいを理由として差別されることなく、その権利利益が守られる内容とする。
- 障がいのある人が、住みなれた地域で安心して暮らし、自らの能力を最大限発揮しながら、共に地域社会の一員として、あらゆる活動に参加できる内容とする。
- 障がいのある人もない人も、共にそれぞれの立場を理解し、交流し合いながら相互理解が促進される内容とする。



障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を目指し、障がいのある人の権利に関する事項を網羅した総合的な条例を制定する。

前文

第1章 総則

○条例の目的

- ・障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための基本となる事項等を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会を実現するため。

○基本理念

- ・条例における重点事項、方向性について規定する。

○用語の定義

- ・障がいのある人、社会的障壁、差別などの用語の意義を規定する。

○市の責務

○市民等の役割

第3章 地域における共生社会実現に向けた取組

～障がい者が活躍できる社会を構築～

○情報の取得、意思疎通に対する支援

- ・障がいのある人が情報の取得や意思疎通ができるようにするために必要な支援について規定する。
- ・手話を含む言語、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が普及するよう必要な施策を講ずることについて規定する。

○自立と社会参加

- ・障がいのある人の自立や社会参加による地域の活性化を図るため、障がいのある人が障がいの特性に応じ、その能力を発揮して活躍できる場の充実を図ることを規定する。
- ・障がいのある人の地域における活躍の場が増えるように、障がいのある人が就労等により供給する物品等の需要増加、受注機会の拡大への支援について規定する。

第2章 障がいのある人の権利擁護

～障害者差別解消法をより実効的に～

○障がいのある人に対する差別等の禁止

- ・障がいを理由とした差別やその他の権利利益を侵害する行為の禁止を規定する。

○差別等に関する相談体制

- ・障がいのある人から障がいを理由とした差別等があった場合に、市が相談を受けるための体制について規定する。

○差別等に該当する事案解決の仕組み

- ・相談等により解決しない差別事案について、事案解決の仕組みについて規定する。

第4章 障がいに対する市民の理解促進

～相互理解を促進～

○周知啓発等

- ・障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深める取組について規定する。

○交流機会の拡大等

- ・障がいのある人とない人が交流することのできる機会を提供することについて規定する。